

第5章

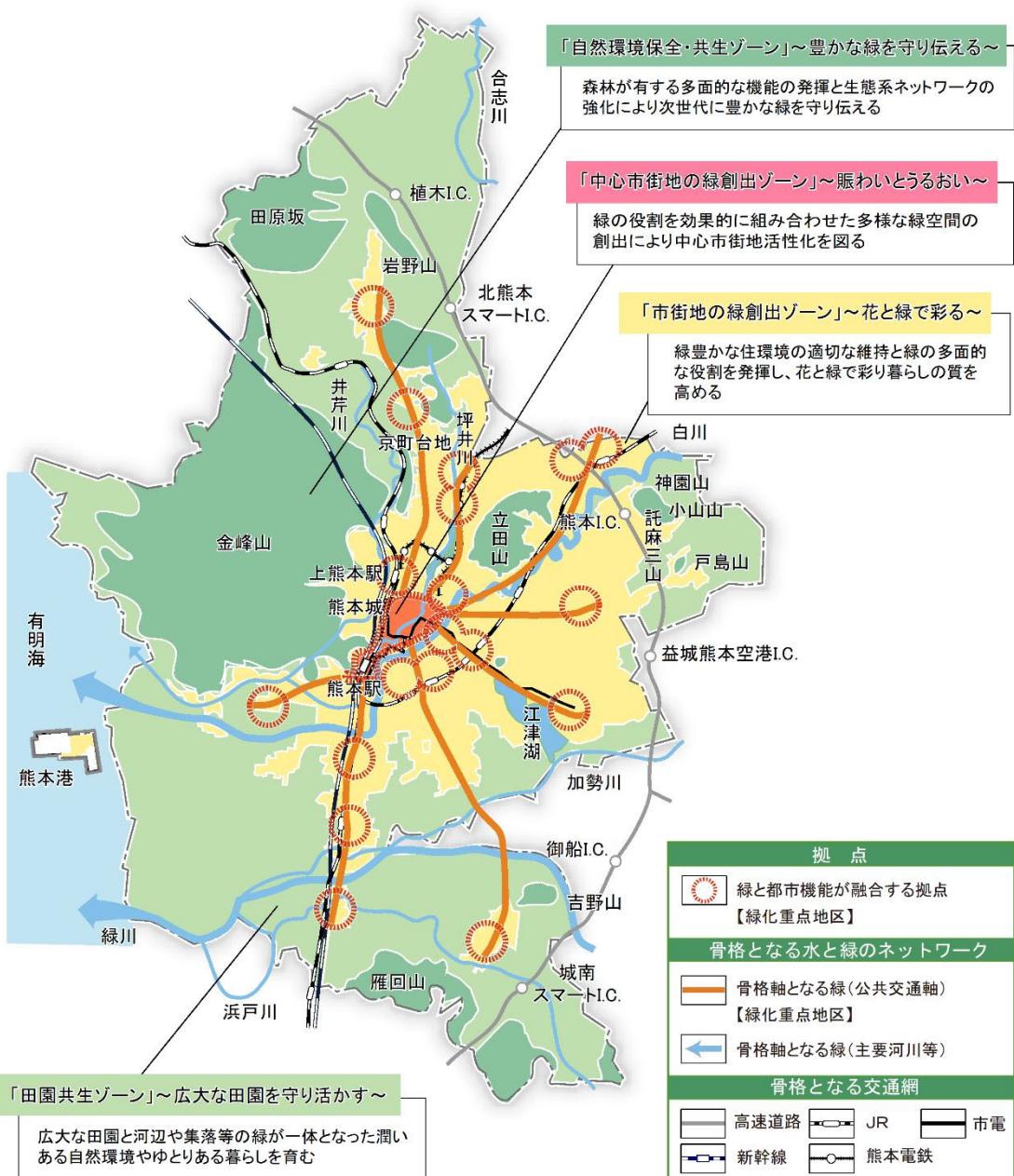
重 点 的 取 り 組 み
～ゾーン区分と緑化重点地区～

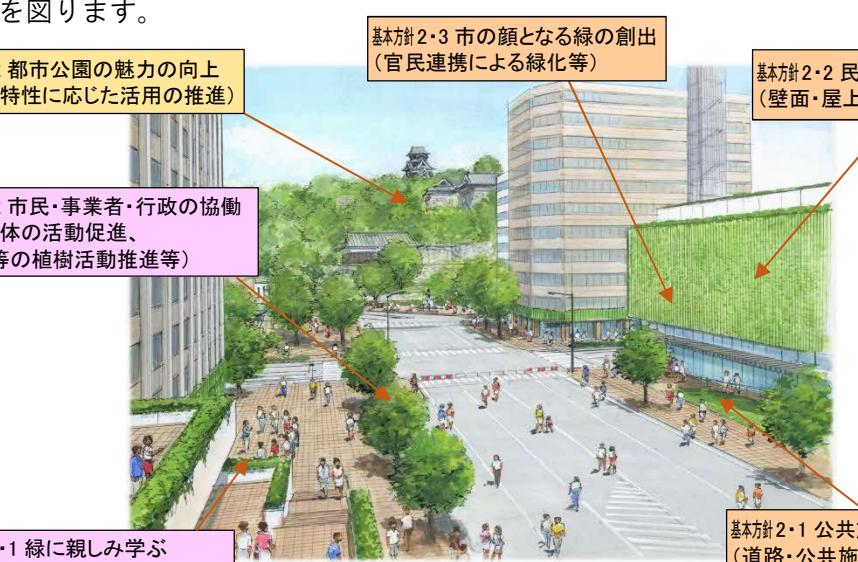
1. ゾーンと軸の設定

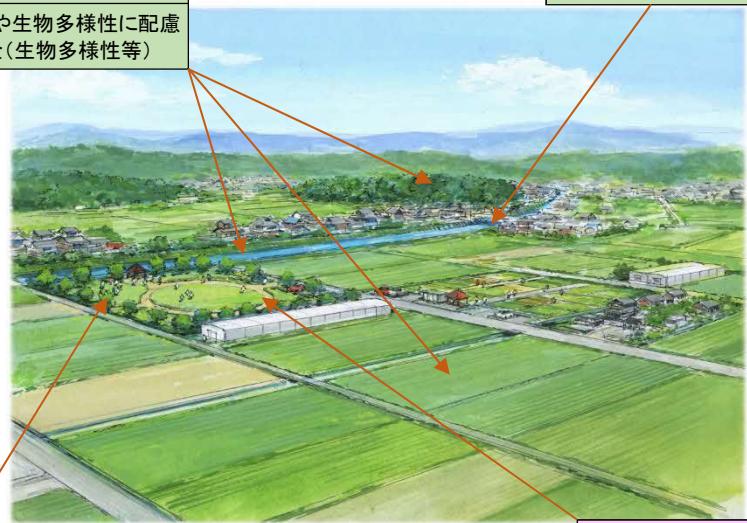
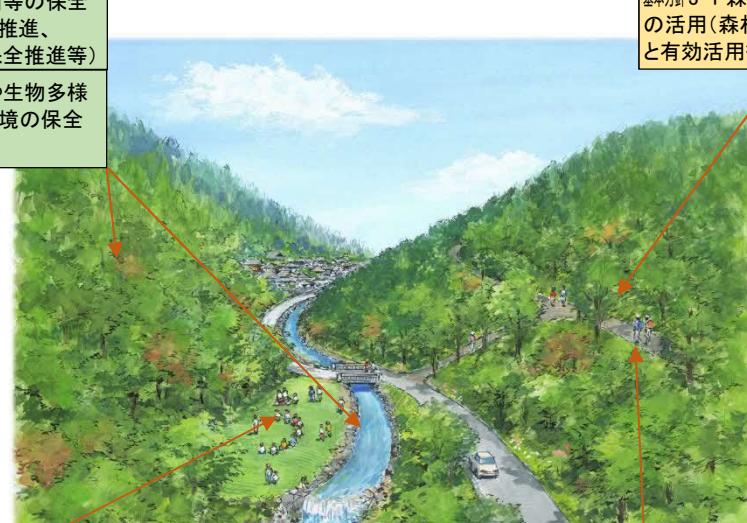
「第4章 基本理念・基本方針・計画推進のための施策」に掲げる基本方針、施策、及び事業を推進する上で、特に重点的に取り組む事項をまとめました。

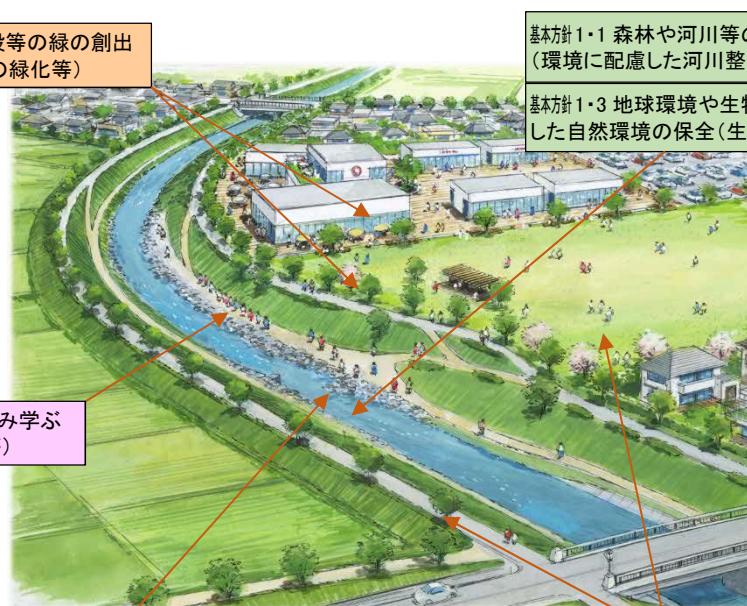
- 本市の地勢の特徴等を踏まえ、市内に「中心市街地」^{※資料 24}、「市街地」、「田園共生」、「自然環境保全」の4つのゾーンを設け、それぞれの特色を活かした取り組みを推進します。
- 地域の「拠点」や「骨格となる水と緑のネットワーク」を設定^{※資料 23}し、拠点を結ぶネットワークを形成します。
- 中心市街地と15の地域拠点、更には公共交通軸の「緑化重点地区」を中心に緑化推進を図ります。

■ 緑の将来像図



名称	ゾーンの内容
<p>「中心市街地の緑創出ゾーン」～賑わいとるおい～</p> 	<p>○中心市街地は、「熊本市中心市街地活性化計画」に掲げる区域です。</p> <p>○主に本市の歴史文化を象徴する緑、ヒートアイランド現象を和らげる緑、賑わいや安らぎをもたらす商業地の緑、うるおいに満ちた河川敷の緑、来訪者を出迎える美しい緑など緑の多様な役割を効果的に組み合わせた魅力的な緑空間の創出により中心市街地の活性化を図ります。</p> <p>基本方針3・2 都市公園の魅力の向上 (公園の特性に応じた活用の推進)</p> <p>基本方針4・2 市民・事業者・行政の協働 (市民団体の活動促進、企業等の植樹活動推進等)</p> <p>基本方針4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等)</p> <p>基本方針2・3 市の顔となる緑の創出 (官民連携による緑化等)</p> <p>基本方針2・2 民有地の緑の創出 (壁面・屋上緑化等)</p> <p>基本方針2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設等の緑化)</p>
<p>「市街地の緑創出ゾーン」～花と緑で彩る～</p> 	<p>○市街化区域から「中心市街地の緑創出ゾーン」を除いた区域です。</p> <p>○市街地では、住宅地、工業地、商業地などを中心に豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な機能を發揮し、花と緑の創出により彩り豊かな暮らしの質を高めます。</p> <p>基本方針2・1 公共施設等の緑の創出 (道路の緑化、学校の緑化等)</p> <p>基本方針4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等)</p> <p>基本方針4・2 市民・事業者・行政の協働 (市民団体の活動促進等)</p> <p>基本方針3・1 緑の機能の活用 (公共の緑の適切な維持管理)</p> <p>基本方針1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全 (生物多様性等)</p> <p>基本方針3・3 特色を生かした緑地の活用 (緑地・河川敷の保全活用)</p> <p>基本方針3・2 都市公園の魅力の向上 (官民連携による魅力向上、災害に役立つ公園づくり等)</p> <p>基本方針2・2 民有地の緑の創出 (住宅地の緑化等)</p>

名称	ゾーンの内容
<p>「田園共生 ゾーン」 ～広大な田園 を守り活かす～</p> 	<p>○本市に広がる田園地帯です。 ○貴重な緑として広大に広がる田園の維持・保全を図りつつ、川辺や集落等の緑が一体となった、うるおいのある自然環境やゆとりある暮らしを育みます。</p> <div data-bbox="346 428 716 541"> 基本方針1・2 身近な自然環境の保全 (保存樹木、田園の保全等) </div> <div data-bbox="1076 428 1430 496"> 基本方針1・1 森林や河川等の保全 (環境に配慮した河川整備の推進等) </div> <div data-bbox="346 496 716 541"> 基本方針1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全(生物多様性等) </div> <div data-bbox="346 1012 652 1057"> 基本方針4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等) </div> <div data-bbox="1108 1012 1430 1057"> 基本方針4・2 市民・事業者・行政の協働 (市民団体の活動促進等) </div>
<p>「自然環境 保全・共生 ゾーン」 ～豊かな緑を 守り伝える～</p> 	<p>○金峰山、立田山、雁回山、託麻三山、田原坂、岩野山、京町台地、吉野山、江津湖周辺などの緑豊かなエリアです。 ○森林が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化を推進し、自然環境の保全・共生等により次世代に豊かな緑を守り伝えます。</p> <div data-bbox="346 1304 636 1372"> 基本方針1・1 森林や河川等の保全 (健全な森づくりの推進、水源かん養域の保全推進等) </div> <div data-bbox="1171 1304 1446 1372"> 基本方針3・1 森林等の緑の機能の活用(森林竹林の維持管理と有効活用等) </div> <div data-bbox="346 1372 605 1462"> 基本方針1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全(生物多様性等) </div> <div data-bbox="346 1866 581 1911"> 基本方針4・1 緑に親しみ学ぶ (森林の環境教育活用等) </div> <div data-bbox="1108 1866 1430 1911"> 基本方針4・2 市民・事業者・行政の協働 (緑化活動を通じた健康づくり等) </div>

名称	骨格軸となる緑の内容
骨格軸となる緑 (公共交通軸)	<p>○各地域拠点を結ぶ道路網では、連続する緑のネットワーク軸として結び、街路樹などの景観や環境に配慮し、適切に配置された花と緑の美しい空間を創ります。</p>  <div data-bbox="309 482 635 572"> 基本方針4・2 市民・事業者・行政の協働 (市民団体の活動促進、企業等の緑化活動推進等) </div> <div data-bbox="1198 505 1468 572"> 基本方針2・2 民有地の緑の創出 (壁面・屋上緑化等) </div> <div data-bbox="285 988 587 1044"> 基本方針2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設等の緑化) </div> <div data-bbox="285 1055 524 1111"> 基本方針3・1 緑の機能の活用 (緑の適切な維持管理) </div>
骨格軸となる緑 (主要河川等)	<p>○主要河川は、多自然川づくりを推進・促進し、生物の生息地の創出と緑に触れ合える親水空間の創出を図ることで水と緑のネットワークの形成を図ります。</p>  <div data-bbox="381 1291 682 1358"> 基本方針2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設の緑化等) </div> <div data-bbox="1071 1291 1460 1358"> 基本方針1・1 森林や河川等の保全 (環境に配慮した河川整備の推進・促進) </div> <div data-bbox="1071 1358 1453 1426"> 基本方針1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全(生物多様性等) </div> <div data-bbox="381 1673 619 1729"> 基本方針4・1 緑に親しみ学ぶ (緑のイベント等) </div> <div data-bbox="381 1909 651 1965"> 基本方針3・3 特色を生かした緑地の活用(河川敷の活用) </div> <div data-bbox="1214 1909 1468 1965"> 基本方針3・1 緑の機能の活用 (緑の適切な維持管理) </div>

2. 緑化重点地区

緑化重点地区は、緑化の推進を重点的に図るべき地区です。重点地区では、市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組み、緑化推進のモデルを形成します。

熊本市の緑化重点地区の設定^{※資料22}については、以下の3つの基準を用いて設定することとします。

①市民の緑化への関心を高める、PR効果が高く先進的な取組を行う地区

築き上げた「森の都」を拠点として、市内外に緑づくりを行う人が増えるよう広く発信します。

②市民の方々が身边に緑を感じ、親しめるような場を創出する地区

地域の方々が身边に感じる緑を創出することで、住み心地のいい地域を共につくります。

③市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組む地区

緑化推進に取り組むにあたって多様な主体が協働・参画し、みんなで「森の都」を築きます。



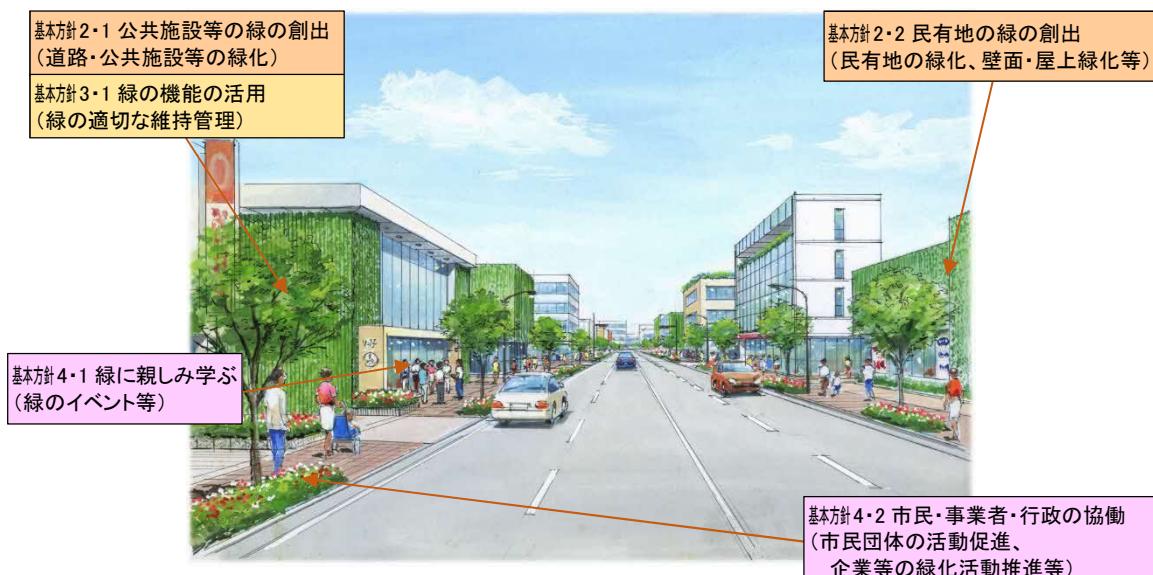
2-1 緑化重点地区の概要

1) 中心市街地 ※P.84 「中心市街地の緑創出ゾーン」の再掲



2) 地域拠点(15箇所)

「熊本市都市マスタープラン」に掲げる15の地域拠点では、商業・医療等の日常生活の都市機能と緑が融合したインフラ整備、オープンスペースの確保、民有地の緑化等を推進し、身近な緑を感じ親しめる地域を創ります。



3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸

※P.86 骨格軸となる緑(公共交通軸)の再掲



2-2 緑化重点地区の現状

緑化重点地区における、緑被率、緑視率の現況です。

ここで、緑視率とは人の視野を占める緑の面積の割合であり、緑視率がおよそ 25%を超えると緑が多いと感じ始めるという結果があります。そこで、各地区の代表的な交差点において測定したものとなります。

両指標とも地区ごとの差が大きく、2つの指標の関係性も地区によって様々であり、全体的に緑が少ない地区がある一方で、それとは関係なく代表的な箇所における緑が少ない地区も見られます。

緑化重点地区を中心に、特に緑被率や緑視率が少ない地区において、官民連携による緑の保全や緑化の推進に取り組み、緑豊かでうるおいのある都市空間の形成が必要です。

■ 緑化重点地区内の緑被率・緑視率の現況^{※資料 25~40}

緑化重点地区	緑被率①(%)	緑視率(%)
中心市街地	14.7	8.4 (2)
地域拠点 (都市機能誘導区域 ³⁹)	植木地区	9.1
	北部地区	7.4
	楠・武蔵ヶ丘地区	7.6
	八景水谷・清水龜井地区	9.7
	子飼地区	5.1
	長嶺地区	4.8
	水前寺・九品寺地区	5.5
	健軍地区	7.7
	平成・南熊本地区	4.6
	刈草地区	4.6
	富合地区	6.7
	城南地区	14.4
	川尻地区	6.7
	城山地区	4.8
	上熊本地区	8.9
中心市街地と地域拠点の平均値	7.6	11.5

緑被率: 平成 30 年度(2018 年度)時点

緑視率: 令和 2 年(2020 年)10 月時点

- ◆緑被率①=(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地)÷対象区域 (都市機能誘導区域)
- ◆緑視率 = 人の視野に占める緑の面積の割合。() 内の数字は地区内の調査箇所数。

³⁹ 商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域。地域拠点における都市機能誘導区域は、地域拠点の 800m 圏内の工業地域を除いた市街化区域内とし、災害リスクが高い地域を除いて設定する。

2-3 緑化重点地区の施策

下記の緑化重点地区における整備方針の基、「中心市街地」、「地域拠点（15箇所）」、「中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸」において各施策を実施します。